

I R5からの「部活動任意加入」と「部活動の実施」について

1 教育課程における部活動の位置づけ

※ 教育課程とは教育計画と言い換えることができます。

学校は、学校教育法施行規則より学習指導要領を基準として教育課程を仕組むことになっています。その学習指導要領に、部活動について、以下のように規定されています。

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

法的に部活動は『教育課程外であること』。加えて『「自主的、自発的」な参加により行われる活動であること』『各種団体と連携し、持続可能なものにする』とあります。

2 スポーツ庁有識者会議提言より

(1) 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な運動部活動の運営

○ 今後、中学校等において運動部活動が設置・運営される場合には、現行の中学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた活動が、どの中学校等においても実施される必要がある。そのため、以下のような課題や留意事項について、国から通知を発出するとともに、必要に応じて学習指導要領総則解説編に明記し、学校の教職員や生徒、保護者等の理解を促進していく必要がある。

☆ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不相当である。

(2) 高校入試について

○ 学校部活動等の活動歴や大会成績が、入試における合否判定の資料の一つである調査書に記載されることや面接等においてアピールできる材料となることなどから、生徒や保護者が高校入試の際に有利になることを過度に期待して大会で良い成績を出すことを求め、学校部活動の過熱化や長時間化を招いている一因となっているとの指摘もある。また、生徒や保護者が高校入試の際に不利になることを危惧して、実際には学校部活動への加入を希望していないにもかかわらず、形式的に加入することや、途中で退部や他の部に移りたいと思っけていても、3年間同じ活動を継続する事例があるとの指摘がある。

☆生徒や保護者が、学校部活動等における活動歴や大会成績が高校入試で評価されると認識していることによって、自主的・自発的な活動である学校部活動等の本来の趣旨を損なうような状況になってしまうことは改めなければならない。

☆高校入試の実施者である都道府県教育委員会等に対しては、これらのことを踏まえ、学校部活動等の学校内外における活動の高校入試における評価の在り方について、こうした課題も踏まえて検討するよう、国から指導助言する必要がある。

☆高校入試において学校部活動等の諸活動をどのように評価するのか、評価の観点や配点等について入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページ等において明示し、生徒や保護者の正しい理解を促進することを指導助言する必要がある。なお、その際には、調査書における学校部活動等の活動歴や大会成績を機械的に点数化することはなく、また、学校部活動等に参加していないことや、途中で退部や他の活動に移ったことをもって高校入試の評価において不利に取り扱うことのないことも併せて周知すべきである。

3 R5の本校部活動方針

(1) 本校では、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する目的を達成するとともに、スポーツや文化に親しむ機会を選択できることを目的として、教育課程外の活動として、これまで通りの部活動を開設する。また、校外活動への所属を妨げることなく応援する。

(2) 開設した部活動については、本校「部活動方針」に則り経営・運営する。また、校外活動所属生徒の活動についても、本校「部活動方針」に則り、対応する。

(3) 部活動・校外活動への加入を任意とする。※ 現1・2年生にも適用される。

II R5からの部活動の在り方について

～別資料からみる今後の推移（本校バージョン）

☆「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要」

※スポーツ庁発出

☆来年度全国中学校体育大会開催基準（抜粋）

- 1 平日は、部活動運営方針に則り運営していく。
- 2 休日（土日、祝日、長期休業等）の運営は、今日現在、その受け皿はなく学校が実施していくこととなる。
※休日の「受け皿」について、誰が、どのように準備していくかが、まだ決定していないため。（令和4年10月20日（木）現在）
- 3 「地域スポーツクラブ」が、中体連の主催する大会に参加可の方向。つまり、本校生徒でも、本校と対戦する場面がある。

【成果】

○活動場所を主体的に選択し、自分を高めることのシステムは成果。

「学校対学校」の構図をなくし、「個々の成長の場」と捉え、本校生徒を応援する。

【課題】

- 指導体制の確立。（謝金、保険等の保障、指導者としてのコンプライアンス）
- 休日の運営（練習試合等）
- 大会の運営（人的交流・運営費）